

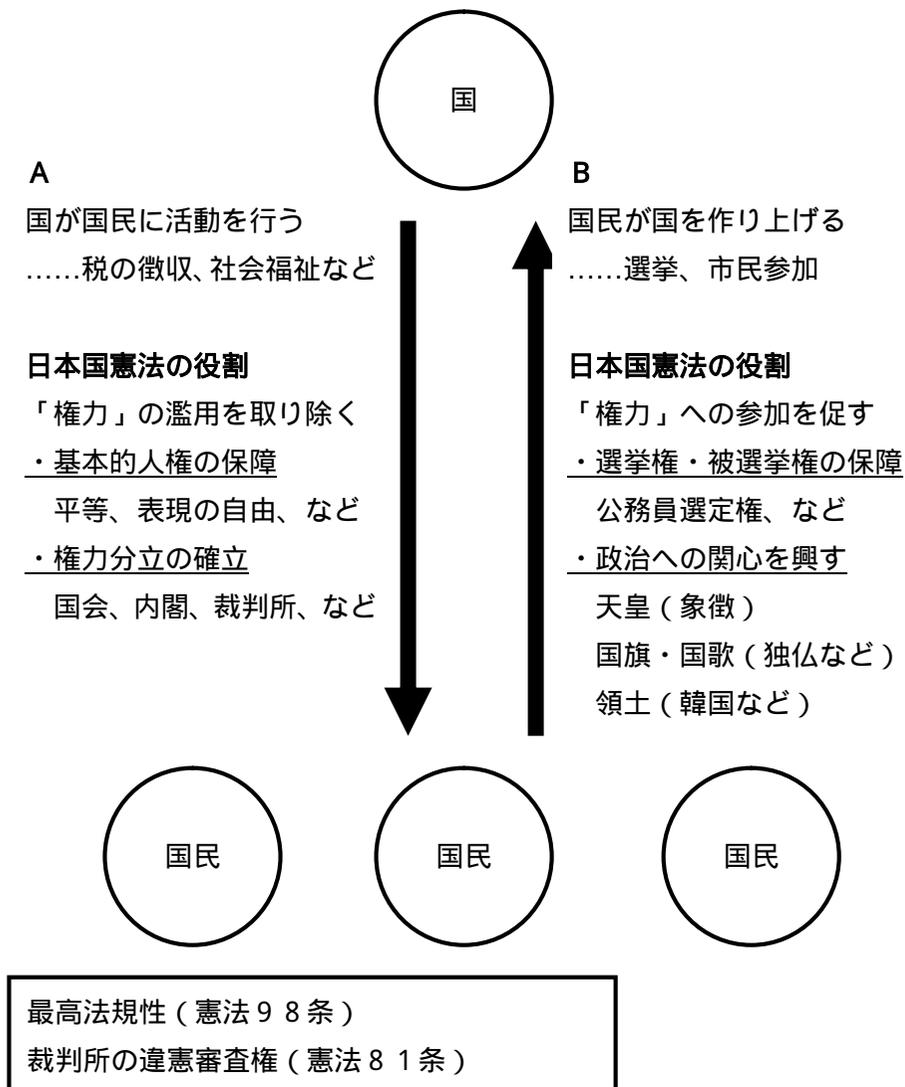
# 第1回川口市市民投票条例策定委員会次第

日 時 : 平成24年2月14日(火)午後6時30分から

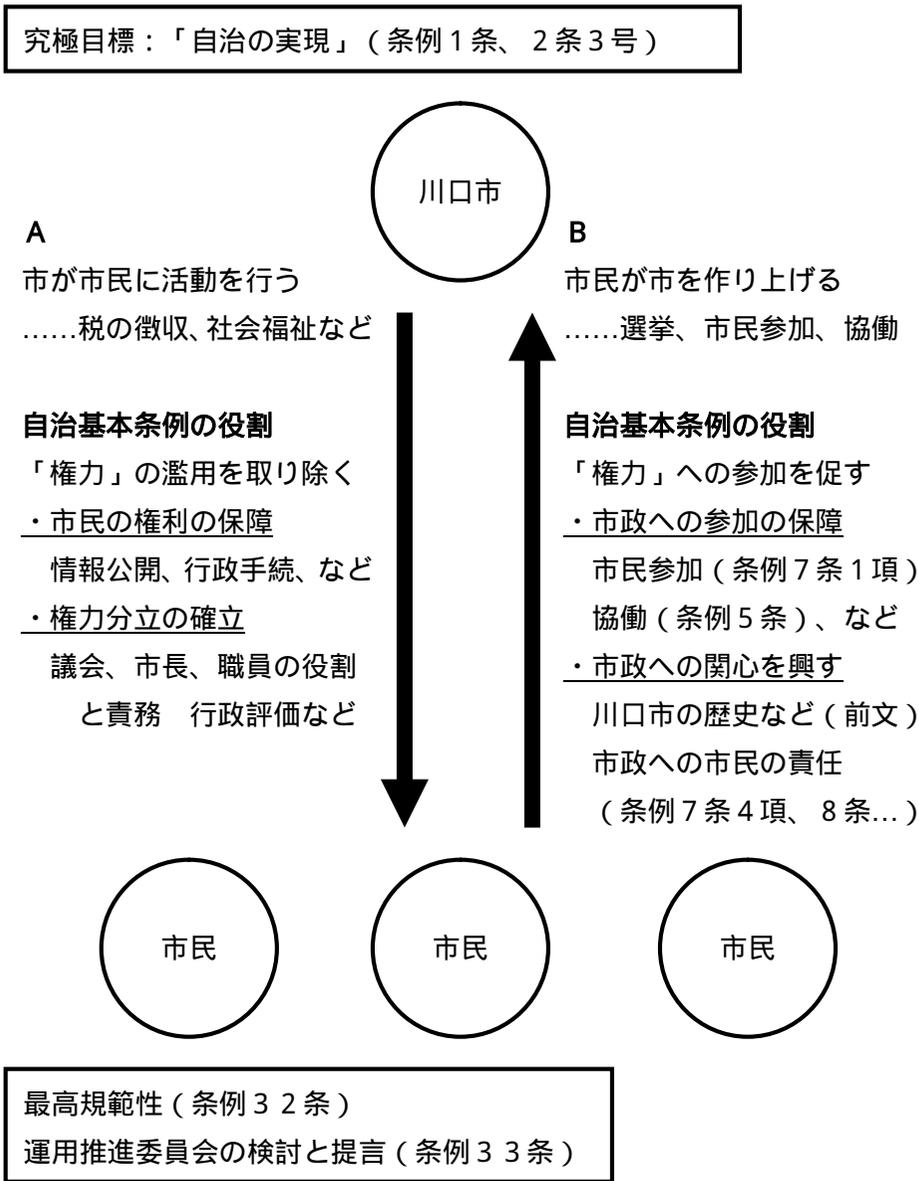
場 所 : 職員会館 3階 会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 正副委員長の互選
- 6 諮 問
- 7 議 事
  - ・講演(住民投票条例とは)
  - ・委員会の進め方について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

1 川口市自治基本条例について  
(1) 憲法の役割と構造

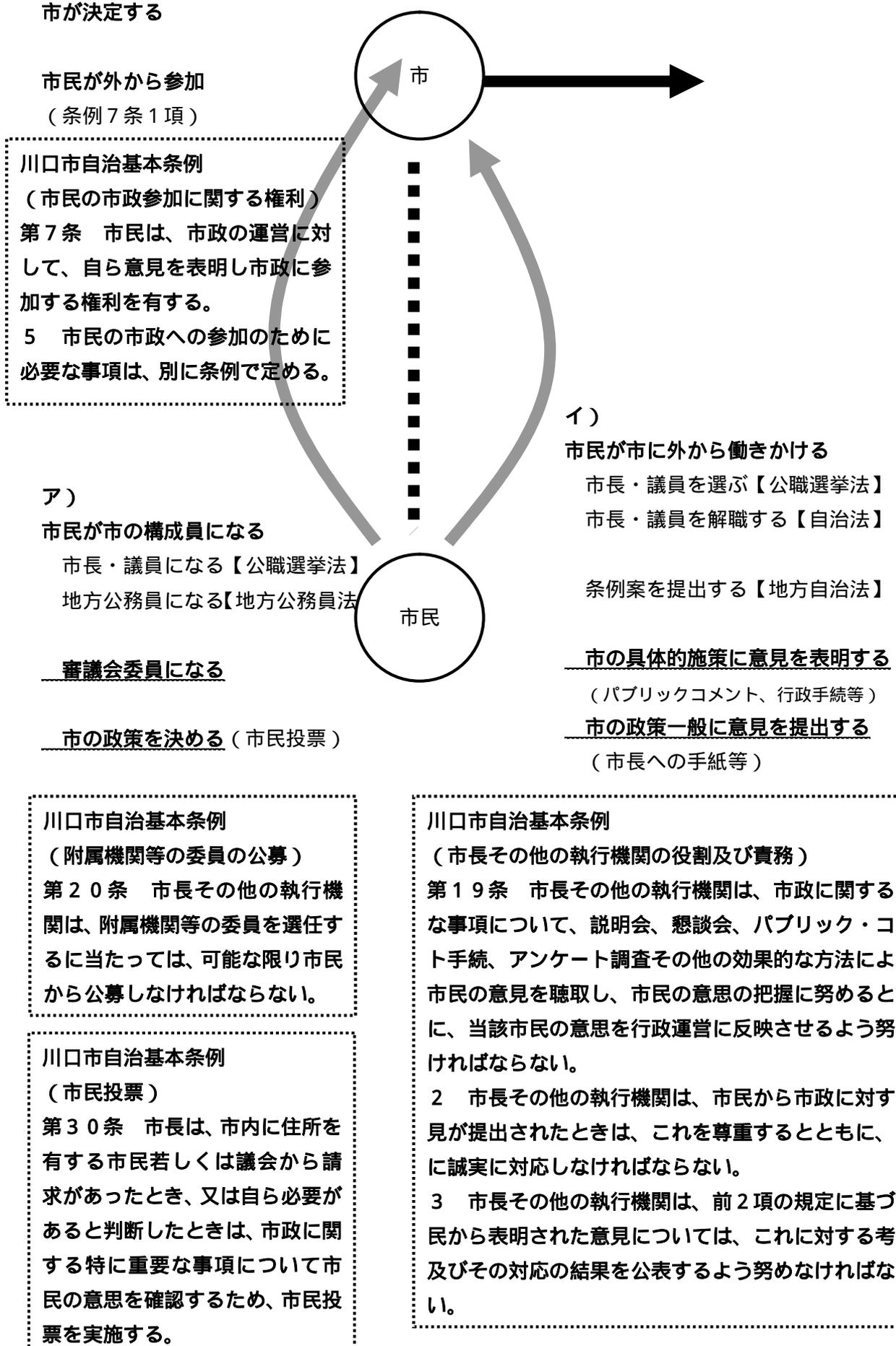


(2) 自治基本条例の役割と構造





## 2 自治基本条例における市民参加



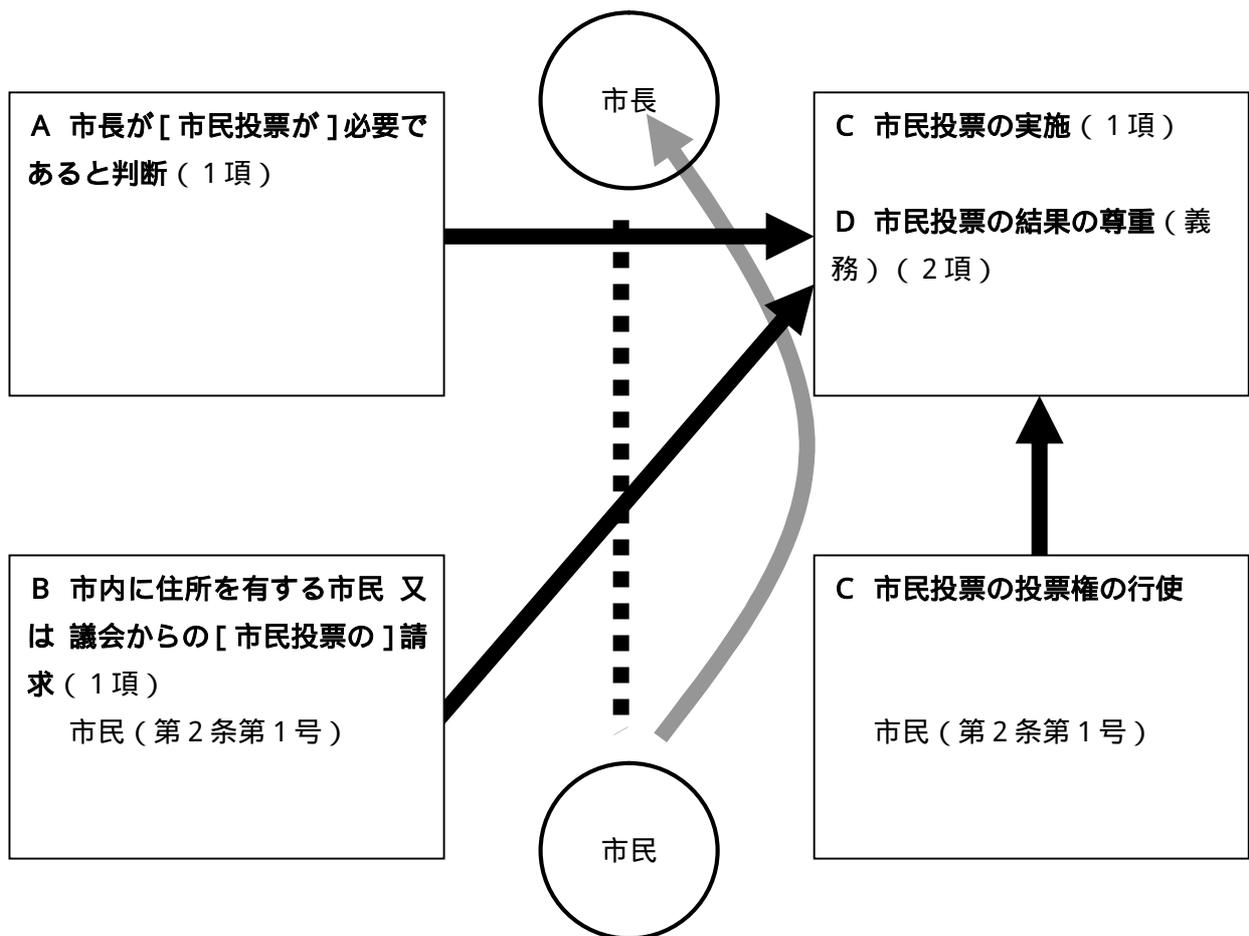
### 3 市民投票手続

#### 川口市自治基本条例

第30条 市長は、A 市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は、B 自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、C 市民投票を実施する。

2 市は、D 市民投票の結果を尊重しなければならない。

3 ア 市民投票に付することができる事項、イ 市民投票を請求する場合の要件、ウ 投票権を有する者の資格、エ 投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。



#### 市民投票条例で規定すべき事項(第30条第3項)

市民投票の実施に関し必要な事項

ア) 市民投票に付することができる事項  
特に重要な事項

イ) 市民投票を請求する場合の要件

ウ) 投票権を有する者の資格

エ) 投票及び開票の方法